## 国際コンベンション等誘致開催助成金交付手続の不備

対象受検機関 対象受検機関 検出事項	 監査の結果	措置の内容
公益財団法人 大阪観光コンベンション 協会  国際コンベンション等誘致開催助成金交付要綱「要綱」という。)に基づき交付している助成金に下記のコンベンション開催に対する助成金の交付不備があった。 会議名:第35回国際生体医工学会議会期:平成25年7月3日~同月7日(5日間参加者:3,478人(内、海外参加者2,335人71助成金交付額:3,000,000円開催総経費:194,054,000円実績報告書日付:平成25年10月23日交付決定通知書日付:平成25年10月23日1申請求書日付:平成25年10月23日1申請求書日付:平成25年10月23日1申請者は、要綱第7条に基づき、会議終了後実績報告書を提出する必要があるが、会議終了月以上経過して実績報告書を提出している。  2 申請者は、協会の交付決定前に助成金を請求る。更に請求書は要綱第8条の提出期限を超えて	(以下 担当者のみならず関係者・決裁者は、関連ルールを十分に理解するとともに、助成金の交付申請者に対して、事務手続を十分に周知のうえ、適切に助成金の交付事務を行われたい。  国際コンベンション等誘致開催助成金交付要綱【抜粋】 (助成金対象事業) 第2条 開催資金の助成対象は、大阪において開催される国際コンベンション等の事業で次の要件をいずれも満たすものとする。但し、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。(1)~(6)略 (7)総参加者数(同伴者は含まない)が300人以上のもの(8)総参参加者数(同伴者は含まない)の40%以上が海外参加者のもの(9)参加国が日本を含む5カ国以上のもの(10)会期3日以上のもの(実績報告と交付の決定)第7条 交付の内定を受けた申請者は、主催する国際コンベンション等の終了後直ちに、次に掲げる書類を提出して、第2条(7)から(10)の要件及び開催総経費を含む実績報告を行わなければならない。 (1)国際コンベンション等誘致助成金実績報告書(様式3) (2)登録者名及び出身国が記載された登録者名簿 2 会長は、前項の事簿報告に基づく財政会の資金額(以下、「資金額」という)が際に通知	監査の指摘を受け、平成27年4